

早稲田大学大学院社会科学部

# 早稲田大学審査学位論文（博士）の要旨

学位名称	博士（社会科学）
申請者氏名	梁 瑞希
専攻・研究指導	地球社会論専攻 比較刑法研究指導（春学期）
論文題目	Bridging the Gap: 日本の性犯罪処罰規定のあり方に関する比較法的研究
論文副題	Recommendations for Sex Crime Law Amendment in Japan Through a Comparative Study of Japan and United States アメリカ州法の性犯罪規定を通して

Sou Hee YANG, Bridging the Gap: Recommendations for Sex Crime Law Amendment in Japan

Through a Comparative Study of Japan and United States

(梁瑞希『日本の性犯罪処罰規定のあり方に関する比較法的研究

——アメリカ州法の性犯罪規定を通して——』)

## 1 本論文の主題

本論文は、日本においてあるべき性犯罪処罰規定はどのようなものかを、アメリカの各州における性犯罪規定およびその運用状況を踏まえて示そうとするものである。

日本刑法の性犯罪規定は、明治40年(1907年)の現行刑法定定ののち、大きな変化を経験することなく21世紀を迎えた。その間、性犯罪被害の実情(いわゆるレイプ神話との乖離や、男性が被害者となる性犯罪被害の認識)や性犯罪被害者の苦痛(特に未成年者への性的虐待が持つ長期に及ぶ悪影響)が認識され、また性犯罪自体の理解として、女性の貞操の保護から、性的自己決定の保護へと考え方のシフトが起こるなど、社会の側での「性犯罪」に対するとらえ方に変化が生じてきていた。

これをうけて、平成29年(2017年)に刑法の性犯罪規定の改正が行われ、刑法177条の罪名の変更(強姦罪から強制性交等罪へ)、客体の拡大(客体の性別を問わない文言へ)、実行行為の拡大(従来の性交〔姦淫〕に口腔性交、肛門性交を追加)、法定刑の引上げ(下限を懲役3年から5年へ)、強制性交等罪、強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪の非親告罪化が行われたほか、刑法179条(監護者わいせつ・性交等罪)が新設された。

もっとも、これによって性的自己決定に対する侵害行為に対する処罰が遺漏なく実現されたわけではない。例えば、刑法176条(強制わいせつ)や刑法177条(強制性交等)は、「暴行又は脅迫を用い」ることが犯罪成立要件となっている。そのため、突然の性的侵襲へのショックから、フリージングと呼ばれる反応を示す被害者に対しては、行為者はもはや暴行や脅迫を用いる必要すらなく、そのことゆえに、刑法の各処罰規定を適用できないという事例が生じ得る。他方、性犯罪はすべてが故意犯であり、故意の立証ができない場合には、性犯罪としての処罰はできない。

ここから、そもそも、「暴行又は脅迫」という手段を要求している日本刑法の規定は妥当なのか、あるいは性犯罪の一部を非故意犯化(日本法ではそれは、過失犯処罰規定を設けることを意味する)が必要ではないかが、立法的課題として浮かび上がることになる。

本論文は、日本の性犯罪規定が内包する立法的課題を網羅的に検討し、よりよい性犯罪規定を提案するものである。

## 2 本論文の構成

本論文は、「I. Introduction」において、性犯罪を取り巻く社会的状況を略述したのち、「II. Why Punish Sex Crimes?」において、性犯罪の処罰根拠となる保護法益(日本)および立法者意思(アメリカ)をめぐる議論を概観する。「III. Objective Element」では、実行行為の内容となる性的侵襲行為の態様と、それを実現する手段行為について分析を加える。その際、要保護性の高い客体(vulnerable groups)に特化した規定の要否や、ネット社会における性被害の

実態に着目した新たな犯罪類型の検討も行われる。「IV. Subjective Element」では、日本における性犯罪の故意をめぐる議論を概観した後、多様な主観的要件を使い分けるアメリカの立法例との比較が行われる。以上の分析を踏まえて「V. Recommendation」では、日英両言語での、立法提案が提示される。

本論文の章立ては以下の通りである。

## DEDICATION

## ABSTRACT

## DECLARATION

## ACKNOWLEDGMENT

## I. INTRODUCTION

1. Understanding Sex Crimes: Social Context and Statistics
2. Overview: Approach and Outline
3. Definitions of the Terminologies and the Scope of the Analysis

## II. WHY PUNISH SEX CRIMES?

1. Japan
2. United States
  - A. Traditional understanding under common law
  - B. Legislative intent behind statutes
  - C. Legislative intent in adjudication
3. Discussion

## III. OBJECTIVE ELEMENT

### i. Acts

1. Japan
  - A. Indecent act
  - B. Sexual intercourse
  - C. Spousal relationship
  - D. Evaluation of the acts
2. United States
  - A. Sex act
  - B. Sexual contact and sexual intercourse
  - C. Sexual penetration
  - D. Sexual intercourse

- E. Digital penetration
- F. Sexual battery
- G. Spousal rape
- H. Evaluation
- 3. Discussion
  - A. Expanding the definition of sexual intercourse
  - B. Implications of the potential expansion
  - C. Penetration by a body part or object
  - D. Separate offense
  - E. Indecent act
  - F. Spousal rape
  - G. Protection of children
- ii. Means
  - 1. Japan
    - A. Force or threat
    - B. Non compos mentis or inability to resist
  - 2. United States
    - A. Consent in state laws
    - B. Addressing points of concerns among experts in Japan
    - C. Evaluation of laws based on a consent-based element
  - 3. Discussion
    - A. Addressing the concerns of experts in Japan
    - B. A search for the proper means element
- iii. Vulnerable Groups
  - 1. Japan
    - A. Children
    - B. Others
  - 2. United States
    - A. All-inclusive provisions
    - B. Children (age)
    - C. Position of trust or authority (or the equivalent of Article 179)
    - D. School employees
    - E. Correctional officers and juvenile guards
    - F. Client-therapist
    - G. Pretext of medical treatment
    - H. Those whose ability to consent is impaired due to a disability
    - I. Dependent adults and the elderly

### 3. Discussion

#### iv. Online and Technology-Facilitated Sex Crimes

##### 1. Japan

- A. Laws and prefectural ordinances
- B. Committee discussions
- C. Sexual exploitation of children
- D. Confiscation of sexual exploitation materials
- E. Surreptitious photography

##### 2. United States

- A. Online enticement of children
- B. Creation and distribution of private sexual images
- C. Sexual exploitation of minors
- D. Deepfakes
- E. Forfeiture of property used in sex crimes

##### 3. Discussion

- A. Evaluation of efficacy of current laws

#### IV. SUBJECTIVE ELEMENT

##### 1. Japan

- A. Koi

##### 2. United States

- A. Intentionally and purposefully
- B. General intent
- C. Knowingly
- D. Recklessly and negligently
- E. Strict liability
- F. Malice

##### 3. Discussion

- A. Koi as a subjective element for sex crimes
- B. Potential solutions
- C. Recapitulation

#### V. RECOMMENDATION

##### 1. A Review of Analysis

##### 2. Principles for Building the Recommendations

##### 3. Approach: Shimaoka's Model Amendment at its Foundation

##### 4. Grounds of Legitimacy

## 5. Recommendation

## 6. Discussion

A. Article 176

B. Article 177

C. Article 178

D. Article 179

E. Article 180 and 181

F. Article 182 and 182-2

G. Article 183

H. Table of penalties

## 7. General Comments

## VI. CONCLUSION

## VII. REFERENCES

### 3 本論文の内容

「I. Introduction」に続く、「II. Why Punish Sex Crimes?」では、性犯罪の処罰根拠が検討される。日本法では、ある処罰規定の保護法益は何かという形で、この点が議論の対象となっている。かつての日本の議論には、性犯罪の保護法益を女性の貞操ととらえる発想もあったが、現在ではこのような見解は否定され、性的自己決定が性犯罪の保護法益であるとの理解が一般化した。もっとも、その内実については、被害者の尊厳とするもの、性的統合性とするもの、身体的親密領域への侵襲に対抗する権利とするものなど、様々な主張がなされている。他方、アメリカ法では、性犯罪は州法で規律されることから、州ごとに立法者意思も様々であるが、一般的には個人の安全と性的自律を目的とするものと理解されている。このような立法者意思は、裁判所の法適用にあたり、文言の意味が一義的に定まらない場面において、処罰範囲を限定し、または拡張する機能を有していることが州判例から明らかとなる。以上の分析から、本論文は、まず日本の保護法益概念の多様な理解は、それぞれが性犯罪被害の様々な側面をとらえるものであると位置付ける。実際、レイプ被害者に重大な精神的後遺症が残ることが報告されているほか、子ども期に性的虐待を経験した被害者はうつ状態や薬物・アルコール依存に陥る確率が高くなるとのデータもある。これらの被害を直截にとらえるため、本論文は、性犯罪規定の目的を、人の尊厳や統合性、身体的安全や「性犯罪にあわない権利」を保護するために、「被害者に対して長期にわたる重大な害悪をもたらす行為」を禁止する点にあると設定する。これが以降の検討の出発点となる。

「III. Objective Element」では、「i Acts」において、日本の性犯罪規定の実行行為たる「わいせつな行為」(176条等)、「性交、肛門性交、口腔性交」(177条)の処罰範囲の妥当性を、「ii Means」において、手段行為たる「暴行又は脅迫」の要否(176条、177条)、「心神喪失」「抗拒不能」(178条)の要否を、それぞれアメリカ法との対比において検討する。実行行為については、「性交」に指の挿入を含むかをめぐるペンシルバニア州の議論を紹介し、日本に

においても、とりわけ LGBTQ+の被害者への影響の大きさから、実行行為に性器以外の物や舌や指など身体部位の挿入も含むべきことを主張する。また、「わいせつな行為」という文言の曖昧さを回避するため、テキサス州法における「卑わいな行為 (lewdness)」、カリフォルニア州法における「性的暴行 (sexual battery)」、デラウェア州法における「違法な性的接触 (unlawful sexual contact)」を代替案として検討しつつも、いずれも処罰範囲を広狭両面で適切なものとはし難いことから、次善策として、性的ハラスメントや非接触型の性犯罪を減輕類型として新設すべきことを主張する。

手段行為については、とりわけ暴行脅迫要件を撤廃することに対して、日本の審議会・検討会等で示された、処罰の適正確保の観点からの懸念を検討の出発点とする。比較法として、2017年に不同意犯罪化を達成したモンタナ州法との対比を行い、結論として、そもそも強盗の被害者が相手方に抵抗したかどうかは犯罪成立にとっては無関係であるのに、性犯罪の場合については抵抗しなければならない（それを裏付けてきた要件が暴行脅迫である）とするのはアンフェアであるから、より効果的な被害者保護を図るために、不同意犯罪化を含んだ手段行為の範囲拡大が必要であるとした。また、これにともなって、抗拒不能や心神喪失の要件も再定義が迫られるとした。

続いて本論文は、「iii. Vulnerable Groups」において、特別な性的保護が必要な客体についての検討を加える。典型的には児童の保護が問題となり、日本刑法では179条が、18歳未満の者に対する監護者のわいせつな行為、性交等を処罰している。もっとも、同罪の処罰範囲は狭きに失するとの批判はかねてより示されていた。この点の分析のため、本論文は、要保護性の高い客体 (vulnerable groups) を網羅的に掲げるコネティカット州法、ジョージア州法の分析、「信頼ある地位」を要件とする各州法の分析、およびさらに個別の関係性に固有の侵害性を見る各州法 (学校の教職員、矯正施設職員、セラピスト、高齢者等) の分析から、日本法で捕捉されていないが要保護性の高い関係性 (被害者が加害者との関係で脆弱な立場に置かれる状況) を抽出するとともに、年齢設定について、行為態様ごとに年齢設定 (いわゆる加害者と被害者の年齢差要件を含む) を行うカリフォルニア州法、デラウェア州法、コロンビア特別区法の分析から、現在の絶対的保護年齢 (暴行脅迫なしでも性犯罪となる年齢設定) である13歳は、適切な保護を与えるという観点からは低きに失し、16歳に保護の対象を引き上げるべきであることを示す。

本論文はさらに、「iv. Online and Technology-Facilitated Sex Crimes」において、インターネット上の性被害について検討を加える。児童ポルノやリベンジポルノ、性犯罪記録画像などは、ひとたびインターネット上で共有されると被害者に長期にわたる甚大な影響を与える。日本法では、現状、児童ポルノ処罰法で児童の性的画像・映像の製造、提供が禁止されているが、成人の性的な盗撮画像は、盗撮行為自体は都道府県の条例で禁止されているものの、その提供行為には (わいせつ物頒布やいわゆるリベンジポルノに該当する場合を除き)、処罰されない部分が残る。また、性犯罪の場面を撮影した性犯罪記録画像について、これを行為者の手元に残しておくことは、二次的な被害を生む点から妥当ではない。これらのような、性的画像の規制のみならず、SNS等で児童に対して性的な働きかけを行う行為も、児童に対する影響が深刻であることから、規制を検討する必要がある。本節では、アメリカの各州法との対比から、実施可能な対応策のリストアップを行った。その具体化は「V. Recommendation」で行われる。

「IV. Subjective Element」においては、日本法が故意の性犯罪のみを処罰していることの妥当性を検討する。刑法 38 条 1 項は故意犯処罰の原則を掲げている。刑法 176 条以下（性犯罪規定）は、過失犯処罰規定を有していないことからすべて故意犯である。しかし、実際の刑事裁判においては、故意は、「行為者がどう認識していたか」に主眼が置かれる。その結果、実際の判断において、「行為者の行為を行為者の観点から見れば故意があったといえるか」といった準則が適用され、故意が否定される場面が生じることになる。しかしそれは、事実上被害者に抵抗を要求することになる（すなわち、被害者が抵抗していたことを認識していれば、被害者が同意していないこと、すなわち性犯罪の故意が推認できるが、それが抵抗しなかった以上は故意の推認に成功しない場合がありうる）。このような「行為者中心の故意概念」では、被害者の十分な保護は図れない。そこでアメリカに目を転じると、犯罪の主観的要件として、無謀（recklessness）や過失（negligence）で足りるとする法域が存在することが明らかになる。人間関係の基本となるものが相互の尊重であることからすれば、性的行為という人間行為の中で最も親密な行為にあつては、その相互尊重の要請はより強く働くと言える。本論文はこのような認識から、故意により相手方の同意がないのに性的行為に出た場合のみならず、同意について過失がある場合を処罰する規定を設けることには合理性があるとする。

以上の分析を踏まえて、本論文は「V. Recommendation」において、性犯罪規定において今後望まれる改正案を提示する。具体的には、①絶対的保護年齢の 13 歳から 16 歳への引き上げ、②不同意を犯罪成立要件とし、不同意とみなされる行為・状況の類型化、③強制性交等罪の実行行為に性器以外の物や身体部位を追加、④重過失類型の新設、⑤地位利用類型（179 条）における処罰対象となる関係性の拡大、⑥故意の性犯罪の中でも特に重い処罰類型の新設、⑦性的画像の製造、提供、児童に対するオンライングルーミングの犯罪化、⑧性的ハラスメント罪の新設をその内容とする。

#### 4 公聴会における質疑応答

公聴会では、第 1 に、大きな方向性として、性犯罪として刑罰の対象となる範囲を拡張するのが本論文の方向性だが、民事的コントロールあるいは行政的コントロールでは足りず、刑事罰を用いなければならない理由は何かが問われた。申請者からは、刑法が性犯罪を規制する唯一の手段ではないことは認めつつ、性的被害の予防という問題について要の役割を担うのが刑事罰であるという認識であるとの回答があった。

第 2 に、本論文は、訴追率や有罪率、警察の認知件数の上昇をもって「立法の改善」と評価しており、その認識から、処罰範囲を拡大する立法の必要性を基礎付けているが、立法の善し悪しの判断は、これらの指標だけでは測れないのではないかと（例えば、交通事故の場合には、事故発生件数減少に寄与する立法がよりよい立法である）、なぜ訴追率や有罪率の改善を立法評価の指標としたのかと問われた。申請者からは、そもそも性犯罪は訴追率、有罪率が低い犯罪であり、さらにその前段階として、警察に被害を届け出ること自体が難しい犯罪であるという調査結果があるとの認識が示された。その上で、被害があつてもそれを警察に届け出ることができないという状況自体が、被害者を苦境に置くものであるから、それが可能となるような法改正、すなわち、これまで犯罪と扱われてこなかった領域を犯罪化することにより、有罪率、訴追率、認知件数を向上させることをもって、立法の善し悪しの指標としたとの回答があった。



第3に、本論文の理論構成が刑法解釈論にどのような寄与をなし得るか、具体的には、被害者への長期にわたる重大な害悪、持続的影響を、性犯罪の保護法益と位置付けることができるのか、欺罔による性犯罪（とりわけ、避妊具の着用を条件に性交に同意したが、行為の途中で避妊具を取り外すいわゆる *stealth* の問題）の取扱いはどうなるのかが問われた。申請者はまず、本論文が示したアメリカ州法に関する比較法的情報は、日本の研究者や裁判所が法解釈を検討する際の参考になる部分が大いと考えた。次に、保護法益の点については、伝統的な日本の保護法益理解（単一の保護法益を設定し、そこから立法や解釈を指導するアプローチ）と私見の方向性が異なっていることは認識しているとした上で、むしろアメリカ各州の例を見ると、性犯罪がもたらす被害は多様であって、それぞれの視点から処罰を基礎付けることが必要となるため、シンプルな形で保護法益を設定するよりも、被害を直截にとらえるという観点から保護法益理解をとらえ直すこともありうるアプローチであると考えているとの回答があった。また、欺罔による性犯罪については、性交の際の避妊の有無は人生の自己決定について重要な要素であり、影響も大きいので、本論文の示す改正案では当然捕捉されることになるとの回答があった。

第4に、本論文で扱いきれなかった問題で、今後研究を続けていく必要があると考えているものはあるかが問われた。申請者は、特にオンライン性犯罪については、アメリカや日本以外でも問題になっており、例えば韓国ではN番ルーム事件というオンライン性犯罪事件が社会的な注目を集め、法改正の動きもあることから、比較法の範囲を広げた上でのさらなる研究が必要であると考えているとの回答があった。

## 5 本論文の評価

性犯罪をどのような形で犯罪化するかは、各国の法文化や、社会が性にかかわる事項にどのように受け止めているかなど様々な要因がかかわる難問である。それゆえ、性犯罪改正は常に立法者、法学者、裁判実務家の大きな関心事であり続けている。本論文は、アメリカ法との比較法を通じて、日本の法文化や法体系を正確に考慮に入れた上で、あるべき性犯罪規定の姿を描き出したオリジナリティあふれる研究であり、高い学術的意義を有する。とりわけ、日本の性犯罪処罰の実情を、日本の下級審裁判例に即して、英語で紹介した文献はほとんどなく、日本法の海外発信という観点からも非常に重要な意義を有する研究であるといえる。

以下、早稲田大学大学院社会科学研究所「博士学位論文の審査基準」の掲げる10項目に即して、本論文の評価を示す。

### ①着眼点、方法、内容、結論等におけるアイディア、独創性

本論文は、よりよい性犯罪規定を提案するという研究プロジェクトの一環として、実際に日英両言語で性犯罪規定の改正案を提示するという極めてユニークな研究である。比較法を通じて改正案を作成するという作業は、とすれば、外国の条文を日本の実情を無視して移植する、あるいは実情から遊離した理想論を押しつけるという形になる可能性を含んでいる。しかし本論文は、法務省に設置された「性犯罪に関する刑事法検討会」の議事録に示された問題意識を、2017年改正後の日本の下級審裁判例の分析からの実情把握を通じて裏付けることにより、正確な日本法の実態把握を行っている。これにより、単なるアメリカ法の移植ではなく、日米両国で生じている問題を問題として把握し、それを日本法の文脈で解決するために必要となる改正案につなげており、独創的でありつつも手堅い研究となっている。

## ②論文のテーマ設定の妥当性、重要性

性犯罪は先に述べたように、世界各国で常に法改正論議の対象となってきた。また、現在法務省内の法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会において、さらなる法改正に向けた議論が進んでいる。このような状況でよりよい性犯罪規定を模索する本論文のテーマは、時宜にかなうものであり、テーマ選択の妥当性、重要性を疑うことはできない。

## ③テーマに応じた論文の構成の妥当性

犯罪は、客観的要件と主観的要件からなる。ある犯罪類型について改正を行うということは、客観的要件もしくは主観的要件またはその両方について法文の変更を行うことを意味する。本論文は、性犯罪をめぐる社会状況等を指摘した後、本論文を貫く視点である「被害者への持続的影響の回避」を処罰根拠として掲げた上で、この観点から、客観的要件、主観的要件の順で検討し、最後に改正案を提示している。このような構成は、刑法の研究におけるオーソドックスな構成であり、妥当なものといえる。

## ④先行研究のサーベイをふまえた専門分野における貢献度

本論文の特徴の1つが、アメリカ全州の制定法、判例を網羅的に調査した上で、特に掘り下げるべき州については立法資料の調査を行っている点にある。アメリカ全州調査は、量的に膨大な作業が要求されるのみならず、質的にも制定法の文言の違いや裁判所の判断の違いを正確に理解し整理する必要がある。性犯罪の領域において、包括的なアメリカ法サーベイを行った研究は多くなく、本論文が含む様々な情報は、性犯罪研究の領域への貴重な貢献であるといえる。また、その帰結として示された性犯罪規定の改正案は、日本の立法者に具体的に働きかけることのできるものであり、実践的議論への貢献も期待される。

## ⑤データや資料に裏付けられた実証性

本論文は直接データ分析等を行うものではないが、被害者への心理的影響や被害実態について、心理学、社会学等の先行研究に依拠し、性犯罪被害の内実を実証的にとらえることに成功している。この点が、本論文の説得力を高めているといえる。

## ⑥論旨展開における論証力、説得力

本論文は、日米の制定法や判例を中心に膨大な情報を扱いつつ、これを「被害者への持続的影響の回避」という基本的視点から整理することにより、見通しのよい整理がなされている。また、アメリカ法から参考にすべき点を抽出するに際しても、直輸入を避け、日本で同じ概念を用いるとどのような判断になりうるかといった実際の利用可能性にも目配りをしており、日本の法律家にとっても受け入れやすい形で論を進めているといえる。それが本論文の結論となる改正案に厚みと説得力をもたらしているといえる。

## ⑦専門用語や概念の使い方における正確さ、妥当性、十分性

この点が十分な水準に達していることに、審査員一同異論はない。

⑧引用の仕方、注の付け方、資料の利用の仕方、文献リストの作り方における正確さ、妥当性、十分性

本論文はアメリカ法を扱うものであり、“The Bluebook: A Uniform System of Citation”の指示する引用形式に従う必要があるが、この点に不備はない。また、日本法の出典表記も適切である。文献リストにおける日本法の文献が、2017年以降のものに集中しているが、これは2017年改正を出発点として、さらに望ましい性犯罪規定を提案するという観点からは、必ずしもマイナスに評価されるものではない。

⑨社会科学研究科の独自性から要請される学際性、実践性

本論文は、アメリカ法との比較を行うに際して、判例や法学説に着目するのみならず、被害実態にかかわる社会学的、心理学的な研究や、統計データなども活用するなど、学際的なアプローチを試みている（申請者はアメリカの大学での心理学の学位とニューヨーク州の法曹資格を有する者であり、これが学際的な研究を可能としていることは特記しておきたい）。また、単なる理論的テーゼの提示にとどまらず、具体的な改正案を日英両言語で作成することにより、日本の改正論議のたたき台となりうる成果を示したことは、実践への働きかけを強く志向するものであるといえる。

⑩論文全体としての卓越性

本論文は、アメリカ法の網羅的調査、日本の下級審裁判例の調査を通じた日本の実態把握、性犯罪被害の実証的把握、そしてあるべき性犯罪規定の実際の提示という極めて独創的な研究である。このような研究が、法的知識と心理学的・社会学的知見の結合という学際的アプローチによって生み出されている点、そして日本の立法論議に寄与するべく改正案の提示という形で結論を示している点で、本研究科での研究成果と呼ぶに相応しいものである。

以上の諸点から、本論文は全体として、極めて卓越したものと評価できる。

## 6 結論

以上の所見と評価、公聴会での質疑応答に鑑みて、本論文審査委員会は全員一致で本論文が「博士（社会科学）」の学位を受けるに値するものと認め、ここに推薦する次第である。

2022年6月30日

主任審査員	早稲田大学社会科学総合学術院教授	博士（法学）（早稲田大学）	仲道 祐樹
審査員	早稲田大学社会科学総合学術院教授	博士（法学）（金沢大学）	棟居 徳子
審査員	早稲田大学社会科学総合学術院准教授		横野 恵
審査員	早稲田大学法学学術院教授	博士（法学）（立教大学）	松澤 伸